

2026 年度札幌市一般会計補正予算、2026 年度札幌市下水道事業会計補正予算、札幌市情報公開条例の一部を改正する条例案など議案 22 件が可決されました。また、「2026(令和 8) 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」、「地方財政の充実・強化を求める意見書」、「義務教育費国庫負担制度堅持と負担率 2 分の 1 への復元などに向けた教育予算の拡充と豊かな学びの実現を求める意見書」、「『これからの高校づくりに関する指針』(改定版)を見直し、すべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書」、「中東地域における人道危機の平和的解決を求める決議」が可決されました。インターナショナルスクール開設の計画に関する陳情 90 件は不採択となりました。

質 問	答 弁
1. アイヌ民族の誇りについて アイヌ民族の誇りが尊重され、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図る上で、アイヌ民族の歴史や伝統文化について幅広く理解を得ることは重要であるが、こうした取り組みによりアイヌ民族にとって、その誇りが尊重され尊厳が回復されているのかについて、本市はどのように受け止めているのか認識を伺う。	1. 札幌市では、アイヌ施策推進計画に基づき、アイヌ文化の保存・継承・振興や、アイヌ民族に関する理解の促進に係る施策を展開しており、アイヌ民族の伝統文化等に対する市民の理解は深まっていると考えている。 一方で、アイヌの人々に対する差別や誹謗中傷、アイヌ文化の担い手不足といった課題については、依然として厳しい状況にあることから、より多くの人々にアイヌの歴史や文化に対する理解の促進を図ることが重要である。今後も、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現に向け、アイヌ施策推進計画に基づいた取組を引き続き推進していく。
2. アイヌ民族に対する差別的展示について アイヌのパネル展はアイヌを先住民族と明記したアイヌ施策推進法、及びヘイトスピーチ解消法に反していると考えるが本市の認識を伺う。また、利用規約で遵守するものとしている「アイヌ施策推進法」はアイヌを先住民族と明記していることから、このパネル展は、同法に反するなど差別的であり、これをもって札幌駅前通地下広場の使用を不承認とすべきと考えるが、本市の見解を伺う。	2. アイヌ民族が先住民族であることを疑問視することや、旧土人保護法について「至れり尽くせり」と評価を行うことなどは、札幌市の認識とは異なっている。一方で、関係法令等に照らして、どのような言動が「差別」に該当するかについては、現状では明確な基準がない中で、慎重な判断が必要であると認識している。 また、札幌駅前通地下広場は地方自治法で規定される公の施設で、「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」とされ、使用承認申請に関しては承認することが原則であり、これまでの使用承認申請に関しては、当該パネル展が関係法令等に明らかに抵触しているとは認められないとして、これを承認してきたところである。公の施設の使用承認・不承認等を適切に判断するためには、基本的人権を尊重した上で、関係法令等を踏まえた客観的かつ専門的な判断基準が必要であると考えており、国に対して、その判断基準やガイドラインなどを示すよう引き続き求めていくことと併せて、札幌市としての考え方についても、アイヌ施策推進委員会に専門部会を設置して検討していく。
3. 差別的展示など差別のない札幌市をつくるための取り組みについて 4 月 22 日の市長記者会見では、札幌駅前通地下広場で開催されたパネル展示について、既存の附属機関であるアイヌ施策推進委員会の枠組みを活用して、有識者や法律の専門家などの意見をいただく仕組みの立ち上げの準備をすすめていると聞いている。当該組織の委員選定にあたっては差別や偏見を決して許さないという視点に立った人選が非常に重要と考えるが、アイヌ民族の方々からは、「検討するメンバーの半数をアイヌ民族とすべき」という声があり、第三者の意見を聞くための仕組みを含め、どのように取り組みをすすめていくのか本市の考えを伺う。	3. 本件は本市のアイヌ施策の推進に関わるものであることから、既存の附属機関であるアイヌ施策推進委員会に法律の専門家で構成する専門部会を設置し、その審議結果を踏まえて総合的な観点で検討することを予定している。この仕組みの中で、アイヌ民族の当事者や有識者等を含む幅広い意見を聞きながら、アイヌ施策に係る公の施設の使用承認の判断基準やガイドラインの作成などの検討を早期に進めていく。
4. 札幌市共同利用館後継施設について 札幌市共同利用館はアイヌ伝統文化の保存・継承等の自主活動の場として、アイヌの方々にとって重要な拠点の一つであり、基本的にはアイヌの方たちが利用し一般利用はほぼないと聞いている。しかし、新しくできる後継施設においては、公共施設化に伴い広く一般利用が可能となることから、アイヌ文化交流センターのようにアイヌ文化振興等の活動をする方たち優先の予約方式を採用すべきと考えるが、いかがか伺う。	4. 共同利用館の後継施設については、アイヌ文化の保存や伝承を行う場となる予定であることに鑑み、アイヌ文化振興等の活動をする方たちによる利用を優先するよう、運用面での工夫を講じることを検討していく。